

愛知県地域保健医療計画「精神保健医療対策」関係分の見直しについて

- **令和5年度**は、現行の愛知県地域保健医療計画の最終年度にあたり、**次期計画の策定に向けて本格的な検討**を行う必要がある。

【愛知県地域保健医療計画の計画期間(6年間)】

【現行計画】平成30年度～令和5年度 【次期計画】令和6年度～令和11年度

- 次期計画の策定にあたっては、①**現行計画で数値目標としている地域移行の進捗状況を検証し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して一層の推進を図る方策を示すこと**、②**令和5年度に開始する「新たな精神科救急医療体制」の運用状況を検証し、必要に応じて改変を図ったうえ、次期計画に位置づけることを考えている。**

【現行の愛知県地域保健医療計画「精神保健医療対策」関係部分の要点】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けた医療機能の明確化を図る。
[数値目標] 精神病床における入院需要(患者数)/地域における平均生活日数(精神病床退院後1年以内)
- 精神科救急医療については、県内を3ブロックに分けて、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院による対応を基本として運用する。

- **地方精神保健福祉審議会による検討スケジュール**は、愛知県地域保健医療計画を調査審議する医療審議会医療体制部会の開催時期を踏まえ、**8～9月頃と12～1月頃の2回開催**を基本とし、**必要に応じて審議会委員に対し書面による意見徴取等を行うこと**としたい。

【検討スケジュール】

月	全体のスケジュール	精神保健医療対策関係分のスケジュール
4～6月		(適宜審議会委員に書面で意見聴取)
7月	医療審議会医療体制部会① (計画案の審議)	
8月		地方精神保健福祉審議会①
9月		(計画案の審議)
10月	医療審議会医療体制部会② (計画案の審議)	
11月		
12月		地方精神保健福祉審議会②
1月	(パブリックコメント/市町村等意見徴取)	(計画案の審議)
2月	医療審議会医療体制部会③ (計画案の審議)	〔パブリックコメントの状況等に応じて 適宜審議会を追加開催(計画案の審議)〕
3月	(医療審議会による計画案の答申)	